昭和54年8月20日　542号

広報 千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

新しいプール二か所オープン

プールは、こどもたちにとって夏休み期間中の一番の楽しみ。

この夏、区内に新しいプールが二か所完成しました。

写真は、区内五番目の「こどもの池」として、八月四日オープンした千鳥ヶ淵公園こどもの池（右）と八月十日完成した練成中学校のプール（下）の模様です。

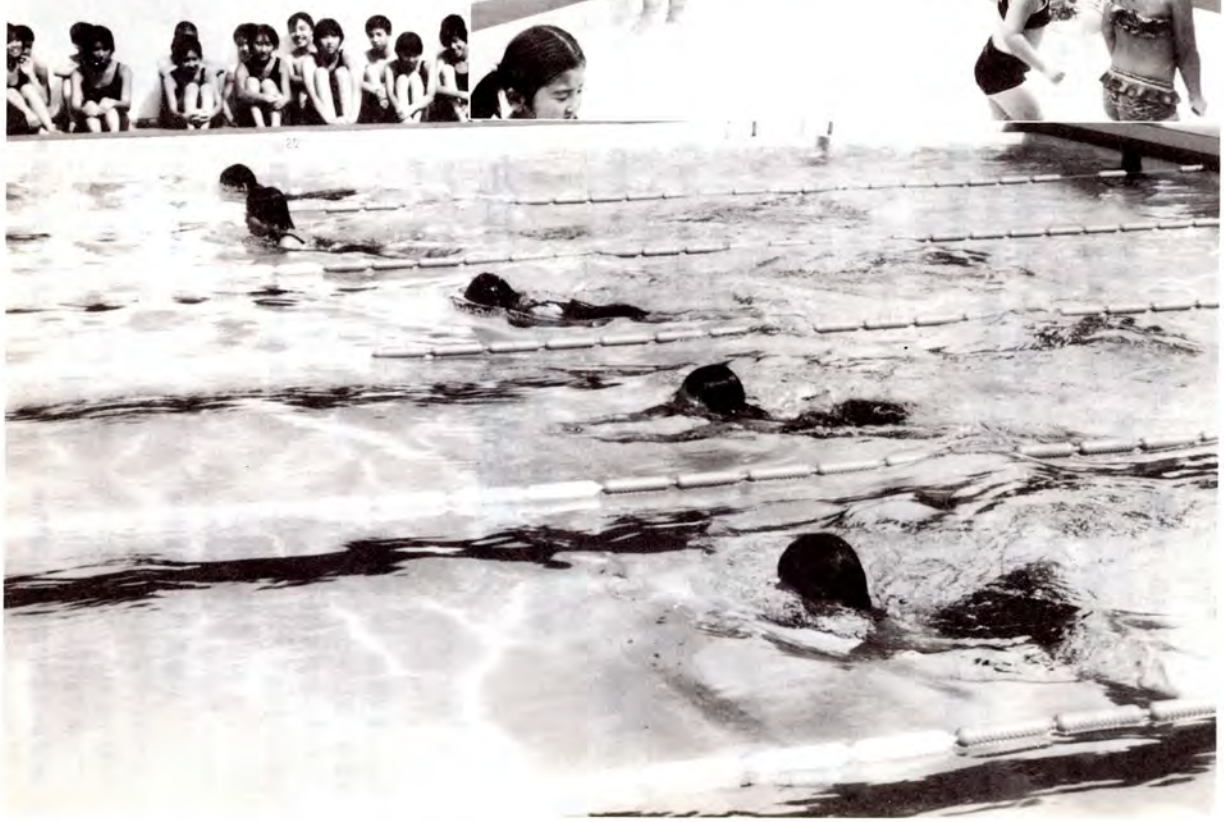

被害を少くするために
地震に対する心構えや消火法

地震は、ある日、突然、何の予告もなしに襲ってきます。

地震の発生そのものを防ぐことはできませんが、地震に対する正しい知識を持ち、日頃から、いざというときの準備があれば、被害を最小限度にくいとめることはできます。

九月一日は「防災の日」です。この機会に、もう一度、防災について考えてみましょう。

大地震が起きたとき

●家にいたら

・あわてて外に出たりしないで、まず火の始末をする

・丈夫な家具（ベッドや机）の下にかくれる
・柱の多い所や壁に身をよせる
・タンス・本棚・戸棚など倒れやすいものからはなれる

●街を歩いていたら

・看板・ガラスなどの落下物に注意する

・公園・あき地・丈夫な鉄骨の建物など安全な場所に一時避難する

●電車やバスに乗っていたら

・つり革や柱・いすなどにしっかりつかまる

●自動車を運転していたら

・道路の左側に停車してエンジンを切る
・カーラジオで地震情報を聞き、適切な行動をとる
・自動車を置いて避難するときは、キーはしたまま、ドアはロックしないでおく

●地下街やビルなどにいたら

・あわてて出口に殺到しない
・停電するおそれがあるので、エレベーターには乗らない
・地下街では、停電しても誘導灯がつくのであわてない

被害を少くするには

●まず火の始末を

地震が大災害になるかどうかは、火を出すか出さないかで決ります。そのためには、火の始末がまず第一です。

ふだんから地震を感じたときは、すぐ火を消す習慣をつけましょう。

●デマに注意を

デマに惑わされないようにし、警察や消防署、区役所などの正しい情報を聞き行動しましょう。

●避難するときは

避難するときは、車を使わず歩いて避難し、持物はできるだけ少くしましょう。

家族が別々に避難するときは、前もって集合場所を決めておきましょう。

また、電気やガスの元栓を切って家を出ましょう。

●隣近所で協力を

ひとり、ふたりでは手に負えない火災が起きたら、隣近所が協力して初期消火にあたり、お互いに助合いましょう。

ふだんから備えを

●避難袋は見える場所に

避難袋は見える場所に置いて、いざというときは、いつでも持出せるようにしておきましょう。

袋の中味は、月一回は点検して足りないものは補充しましょう。

●三角バケツにはいつも水を

三角バケツの水は消火用だけでなく飲料用としても使えるように、三日に一回は水を入替えましょう。

●避難場所の確認を

みなさんは、災害が起きたときの自分の避難場所を知っていますか。

千代田区には、大規模な災害が起きたときの広域避難場所として、皇居東御苑、北の丸公園、靖国神社、迎賓館（旧赤坂離宮周辺）、国会議事堂周辺、大手町、丸の内一帯のビル内が指定されています。

九月一日に震災訓練

北の丸公園・靖国神社周辺地区

九月一日(土)の「防災の日」に震災訓練を実施します。ことしは、北の丸公園、靖国神社周辺を避難場所とする地域が対象です。

この訓練は、対象地域に住んでいるひとだけではなく、そこに勤めているひとや、通学しているひとも対象になりますので、ぜひ参加してください。

とき　九月一日(土)　午前九時から十一時まで

訓練対象地域

●北の丸公園・靖国神社周辺を広域避難場所とする地域（三番町、四番町、九段南一～四丁目、九段北一～四丁目、富士見一・二丁目、飯田橋一～四丁目、神田神保町一～三丁目、三崎町一～三丁目、西神田一～三丁目、猿楽町一・二丁目、神田駿河台一～四丁目、神田小川町一～三丁目、一ツ橋二丁目）

この訓練は、対象地域に住んでいるひとだけではなく、そこに勤めているひとや、通学しているひとも対象になりますので、ぜひ参加してください。

主な訓練内容

・初期消火訓練と応急救護訓練
消防署の指導により、消火器・三角バケツを使った初期消火訓練と、三角巾などを使って応急救護訓練を行います。
・避難訓練
一時集合場所から警察官の誘導により、広域避難場所まで集団で避難します。
・給食訓練
広域避難場所で参加者全員に乾パンなどを配り給食訓練をします。

問合せ　環境部防災課

あなたも 区政モニターに なってみませんか

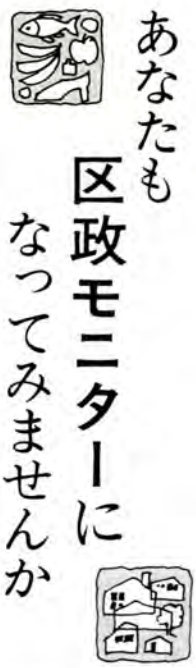

「ひとり息子も高校生になったので〝これからなにか勉強でも〟と思っていたところへ、区で区政モニターを募集していたので、応募しました」「三年前に千代田区に引越してきたのですが、前の区と比較しながら、区に参考になる意見でも述べられたらと思いまして」

これらは区政モニターに応募した方の声です。

現在、第五期の区政モニターが活動を続けていますが、この十月で一年の任期が終ります。

そこで、第六期の区政モニターを募集します。ふるって応募してください。

区では、区長が電話で区民のみなさんの声を直接聴く「ハイ！区長です」をはじめ、区政懇談会、世論調査などの広聴活動を通じて、みなさんの区政に対する〝生の声〟を聴き、よりよい区政を行うための参考にしています。

区政モニター制度もこれらの広聴活動のひとつで、いろいろな立場のみなさんから区が行っている仕事について〝この仕事はこうしたほうがもっとよくなると思う〟〝こんなことをやってはどうか〟などの意見や要望をお聴きしています。

区政モニターは、区民の各層から意見が聴けるように二十歳以上の応募者の中から、居住地域、年齢、性別、職業などを考慮して選考することにしています。

区政モニターの活動

区政モニターの活動は、区政に対する意見や要望など気づいたことを報告してもらうことが中心ですが、そのためには、まず区が行っている仕事について知ってもらおうと「区立施設の見学会」と「区政モニター研究会」を開催します。

特に「区政モニター研究会」は、他区では行っていない千代田区独自の活動で、モニターの方に関心の深い事項（例えば社会福祉、防災など）をテーマとして仕事に直接たずさわる職員の話を聴きながら、区政の問題点やあるべき姿について意見交換をするものです。

このほか、区政についてのアンケートに回答してもらったり、そのつど気づいたことを随時、報告していただいています。

募集要領

募集人員　三十名

応募資格　区内に一年以上住んでいる二十歳以上のひと（公務員を除く）

任期　一年（十月二十三日から翌年の十月二十二日まで）

謝礼　一万二千円（年間）

応募方法　ハガキの表に住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入し、裏に応募の動機を簡単に書いて申込んでください。

申込期間　九月一日(土)から三十日(日)まで（当日消印有効）

選考・採用　地域・年齢・性別・職業などを考慮して選考し、結果は十月中旬にお知らせします。

申込み・問合せ

〒102千代田区九段南一―六―十二
千代田区役所企画部広報課

飯田町・四番町で各2戸

都営住宅 入居者募集

あき家

申込用紙配布・受付

9月3日～8日

飯田町と四番町の都営住宅のあき家入居希望者を募集します。

この募集は、都営住宅のあき家入居について、新たに地元割当ての制度ができ、千代田区民に限って募集するもので、第一種、一般世帯向、四戸です。

●申込みのできるひと

・申込者本人が、昭和五十一年九月八日以前から申込みの日まで千代田区に引続き住んでいて、現に住宅に困っていること

・同居する親族、または同居しようとする親族がいること

●申込方法

九月三日(月)から八日(土)まで、各出張所の窓口、または区役所三階の区民課、一階の区政案内相談コーナーで、申込用紙、申込要領、申込用封筒を配布します。

申込用紙に必要事項を記入し、申込書に付いた封筒で、麹町郵便局あてに郵送してください。

●申込期間

申告期間は、九月三日(月)から九月八日(土)までです。（八日の消印があり、十二日(水)までに届いたものを受付け）

●抽せん

とき　九月二十一日(金)、午前十時から

ところ　区役所十階会議室

収入基準など、くわしいことは申込要領をよく読んでください。

問合せは、区民課区民係へどうぞ。

●募集住宅　注：浴室はありません

所在地	飯田橋2－2	四番町6
募集戸数	2　戸	2　戸
間　取	6畳、4.5畳、台所、トイレ	6畳、台所、トイレ
使用料（月額）	7,200円	7,000円
備　考	鉄筋5階建	鉄筋5階建

区長にひとこと　電話でどうぞ

「ハイ！区長です」

☎264-0151　午前10時～正午

9月は3日(月)と17日(月)

9月は、1日が震災訓練、2日が日曜日、15日が敬老の日、16日が日曜日のため、3日(月)と17日(月)になります。

秋の婦人教養講座

とき　九月第三週から十二月第二週まで毎週一回、延十二回、午後一時三十分から三時三十分まで（富士見区民会館の着付講座は午前十時から正午まで）

ところ　各区民会館

受講できるひと　区内に住む婦人（どの会場でも受講できます）

受講料　無料（教材費は自己負担）

申込み　九月三日㈪、受講を希望する区民会館に申込んでください。初めて受講するひとは午後一時三十分から、以前受講したことのあるひとは午後二時からそれぞれ申込んでください。受講は一人一科目まで、電話での申込みはできません。

なお、富士見区民会館の着付講座は、午前十時から受付けます。

問合せ
番町区民会館　☎263－三八三一
富士見区民会館　☎263－三八四一
神保町区民会館　☎263－〇七四一
神田公園区民会館　☎252－七六九一
万世橋区民会館　☎251－四六九一
和泉橋区民会館　☎253－四九三一

●婦人教養講座

科目＼内容	会場（区民会館）	開講日	曜日	定員
書道	番町	9月14日	金	40名
	富士見	9月13日	木	40名
	和泉橋	9月11日	火	40名
料理	富士見	9月10日	月	24名
	神保町	9月11日	火	24名
	万世橋	9月14日	金	30名
	和泉橋	9月14日	金	24名
ペン習字	番町	9月10日	月	40名
	富士見	9月11日	火	40名
	神保町	9月13日	木	40名
	神田公園	9月13日	木	40名
着付	番町	9月11日	火	30名
	富士見	9月10日	月	40名
	神保町	9月14日	金	40名
編物	神田公園	9月11日	火	30名
	和泉橋	9月10日	月	25名
話し方	和泉橋	9月12日	水	25名
洋裁	万世橋	9月11日	火	30名
茶道	番町	9月12日	水	30名
墨絵	万世橋	9月10日	月	30名

成人学校・青年教室

●**成人学校**
各科目とも九月二十一日から十一月三十日までの毎週金曜日

時間　どちらも午後六時～九時

定員　各科目とも四十名（社交ダンスは男女各五十名）

受講できるひと　区内在住、在勤、在学の初心者（青年教室はおおむね三十歳まで）

受講料　無料（教材費は自己負担）

申込み・問合せ　往復ハガキに住所、氏名、年齢、勤務先（学生は学校名）、電話番号、希望科目を記入して、千代田区教育委員会社会教育課文化係（〒102千代田区九段南一－六－十一）へ、九月五日㈬までに郵送してください。（申込み多数の場合は、区民を優先して抽せんします）

●**青年教室**
各科目とも九月十八日から十二月四日までの毎週火曜日

●成人学校・青年教室

	科目	会場
成人学校	郷土史	区役所会議室
	水墨画	区役所会議室
	リボンフラワー	社会教育会館
	話し方・聞き方	富士見区民会館
	手編	桜丘女子専門学校
青年教室	ギター	区役所会議室
	社交ダンス	区役所会議室

はかりの定期検査

「取引」や「証明」に使うはかりは、計量法によって年一回、定期検査を受けることになっています。

ことしの定期検査はつぎのとおりです。

必ず検査を受けるようにしましょう。

くわしいことは、商工課消費経済係まで。

検査日	場所	所在地
8月29日㈬	麹町小学校	麹町2－8
30日㈭	九段中学校	富士見1－1－6
31日㈮	佐久間小学校	神田和泉町1
9月3日㈪・4日㈫	今川小学校	岩本町2－15－14
5日㈬・6日㈭	中央卸売市場　神田市場	外神田4－14－1
7日㈮・10日㈪	神田小学校	神田司町2－16
11日㈫・12日㈬	小川小学校	神田小川町3－6
13日㈭	番町出張所丸の内分室	丸の内3－6－9

私立幼稚園児のいる家庭に補助金

私立幼稚園にお子さんを通園させている保護者の方に、補助金を差上げています。

今回は、昭和五十四年度上半期分（四月から九月までの六か月分）の申請を受付けています。

補助金を受けられるひと
区内に住み、四歳、五歳のお子さんを私立幼稚園に通園させているひと

補助金（月額）
・四歳児（昭和四十九年四月二日～五十年四月一日生まれ）
二千円
・五歳児（昭和四十八年四月二日～四十九年四月一日生まれ）
二千二百円

申請期間　九月二十日㈭まで

申請先・問合せ　総務課総務係

大東京祭記念バッジ発売中

都では、十月一日㈪の「都民の日」を記念して、カッパのバッジを十月一日まで発売しています。

値段は単品（白）が百円、五色セット（白・赤・黄・青・緑）が五百円です。

希望するひとは、区役所の総務課か各出張所でお求めください。

成人病の予防に
区民健康診査を実施

ことしも、成人病の予防を目的とした「千代田区民健康診査」を九月から十月にかけて無料で実施します。主婦や商店主など、日頃健康診断を受ける機会の少ないひとは、ぜひ受診してください。

千代田区民健康診査は、六十五歳以上のおとしよりを対象にした「老人健康診査」、四十歳から六十四歳までの男性と、三十歳から六十四歳までの女性を対象にした「区民健康診査」、三十歳以上の女性を対象に子宮がん検診を主として行う「女性健康診査」があります。

これらの診査の対象となるひとには、区から受診券を郵送しますが、対象となるひとの中で、つぎのひとは申込制になります。

希望するひとは、出張所へ印鑑を持参して申込んでください。

申込みが必要なひと

・「区民健康診査」の受診を希望する四十～五十三歳までの男性と、三十～四十三歳までの女性

・「女性健康診査」を希望するひと

申込み受付期間

八月三十一日㈮まで

受診期間

老人健康診査（65歳以上）

九月一日㈯から十月六日㈯まで

区民健康診査（40歳～64歳の男性／30歳～64歳の女性）

九月十日㈪から十月二十日㈯まで

女性健康診査

（子宮がん検診など（30歳以上））

九月十七日㈪から十月二十日㈯まで

検査内容

問診、尿検査、血圧測定のほか、必要に応じて血液検査、消化器検査、胸部レントゲン検査、心電図検査などを行います。

受診券を忘れずに

受診するときは、区が送った受診券を必ず持参してください。

ただし、この受診券は健康診査を受けるためのもので、治療を受けることはできません。

健康診査の結果、治療の必要があるときは、医師とよく相談してください。

●老人健康診査を受ける方へ

老人健康診査を受けるひとは、受診するとき受診券と健康保険証のほか、老人医療証（甲・乙）をお持ちのひとは、いっしょに持参してください。

なお、寝たきりのひとで、通院できないときは、医師が往診しますので、あらかじめ区役所の保健課予防係に電話で申込んでください。

受診は指定医療機関

区では、受診券といっしょに指定医療機関の一覧表をお送りします。

その中から、みなさんの都合のよい医療機関を選んで受診してください。

問合せ　保健衛生部保健課予防係

経営上の資金ぐりにご利用を
商工融資

区には、中小企業の経営などに必要な資金、そこに働くひとが独立して開業するために必要な資金などを融資する商工融資があります。

この商工融資は区が指定金融機関に融資のあっせんをするものです。

さらに、利用する方の負担を少しでも軽くするため、区が利子補給を行っています。

営業資金――四百万円
買掛金決済、支払手形決済、商品材料の仕入れなど、経営上資金が必要なときにご利用ください。

設備資金――五百万円
店舗の改造、機械の設置などで資金が必要なときご利用ください。

小規模企業特別資金――二百万円
営業資金と設備資金の縮小版で特に規模の小さい企業（従業員十人以下）のための資金です。

公害防止資金――五百万円
公害防止のための設備などで、資金が必要なときご利用ください。

従業員独立開業資金――五百万円
区内の同一中小企業に八年以上勤めているひとが、二十三区内で独立開業するために資金が必要なときご利用ください。（開業三か月以内も含む）

融資を受けられるひと

融資を受けられる資格は、資金の種類によって多少違いますが、おおむねつぎのとおりです。

①区内に営業の本拠があり、同一場所で同一事業を引続き一年以上営業していること

②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

③最近一年間の事業税または住民税を完納していること

④区内（やむをえない場合は都内）に住む連帯保証人がいること（法人の場合は代表者個人）

申込みから融資まで

商工融資の申込みは、区役所の商工課で常時受付けています。

申込みがあると、書類を審査して指定金融機関へのあっせん書をお渡ししますので、指定金融機関に申込んでください。

なお、各資金についての必要書類などは、それぞれ違いますので申込むときは、あらかじめ問合せてください。

申込み・問合せ　商工課融資係

●融資の種類

資金の種類	貸付限度額	利子（本人負担分）	据置期間	返済期間（据置後）
営業資金	400万円	年6.1％	4か月	42か月
設備資金	500万円	年6.1％	6か月	48か月
公害防止資金	500万円	年2.35％	6か月	48か月
従業員独立開業資金	500万円	年6.1％	6か月	54か月
小規模企業特別資金	200万円	年5.35％	4か月	42か月

休日や夜間に急病人がでたとき

休日・夜間診療

救急案内ステッカーを配布

千代田区と東京都では、医師会などの協力により、休日や夜間に病気やケガをしたとき、すぐに医師の診療が受けられるよう〝休日診療事業〟を行っています。

千代田区の休日診療事業は、千代田区・神田両医師会の協力を得て、昭和四十八年六月から区民のみなさんの要望の多い内科・小児科について行っているものです。

区の休日診療当番医は、毎月五日と二十日に発行している「区のおしらせ」でお知らせしています。

九月の休日診療当番医は、左下の表のとおりです。

区の診療時間は、午前九時から午後十時までですが、この時間以外の深夜、早朝については、東京都が行っていますので、内科・小児科については、二十四時間いつでも診療が受けられます。

このほか、歯科・眼科・耳鼻咽喉科についても、午前九時から午後五時まで診療が受けられます。

一刻を争うときは、もちろん救急車を呼ばなければなりませんが、それほどでもないときは、下の表をよくみてご利用ください。

なお、受診するときは、必ず健康保険証をお持ちください。

●休日診療事業

診療科目		開設日	診療時間	病院・診療所
内科・小児科	千代田区	・日曜日 ・祝休日 ・年末年始（12月29日～1月3日）	午前9時～午後10時	「区のおしらせ」に診療当番医がのっています。 わからないときは、テレホンサービスに電話をしてください。
	東京都		午後10時～翌朝の午前9時	テレホンサービスに電話をしてください。 お近くの病院・診療所を紹介します。
歯科 眼科 耳鼻咽喉科			午前9時～午後5時	

このほか病気やケガで困ったときには、テレホンサービスに電話をしてください。

全世帯にステッカーを配布

そこで、区では休日・夜間に、どこの病院・診療所が診療を行っているか、区民のみなさんの問合せに、いつでも応じている案内所（テレホンサービス）の電話番号を刷込んだステッカーを作りました。

ステッカーは、各地区の保健衛生協力員の方が全世帯に配布しています。

このほか、お近くの出張所、老人福祉センター、保健所の窓口にもあります。

病気やケガをしたとき、すぐに電話がかけられるよう見やすい場所にはって、ご利用ください。

休日診療などについての問合せは、保健衛生部保健課予防係までどうぞ。

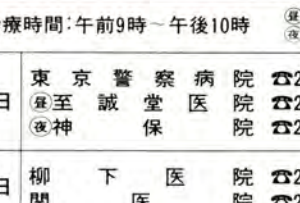

9月の休日診療当番医・（内科 小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　（昼）印は午後5時まで　（夜）印は午後5時～10時

2日	東京警察病院	☎263-1371	富士見2－10－41
	（昼）至誠堂医院	☎251-2777	神田多町2－6
	（夜）神保医院	☎261-0072	神田神保町2－8
9日	柳下医院	☎261-1261	平河町1－7－14
	関医院	☎252-5566	神田多町2－11
15日	都築医院	☎261-7116	九段北1－1－7 カーサ九段405
	須田町医院	☎251-2097	神田須田町1－8
16日	麹町胃腸クリニック	☎264-0080	麹町3－4 啓ビル3F
	奥田医院	☎254-0701	神田多町2－9
23日	井関医院	☎261-3641	九段南2－3－26
	米良内科	☎252-1801	神田鍛冶町3－7
24日	五味医院	☎261-6580	麹町1－7
	秋元医院	☎251-6891	神田東松下町19
30日	福田医院	☎261-8727	五番町6
	鈴木医院	☎256-0607	鍛冶町2－8－5

・健康保険証は必ずお持ちください。
・受診するときは、あらかじめ電話で問合せてください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

テレホンサービス

休日・夜間の急病は

休日や夜間に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。病院などを紹介します。

消防庁テレホンサービス　☎212-2323

東京都衛生局夜間・休日案内所

夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828

休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

青果物消費者サービスデー
9月6日(木)・20日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売
9月14日(金)
黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
9月12日(水)・26日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

町会だよりの訂正

「区のおしらせ」八月五日号の〝町会だより〟で、小川町三丁目南部町会の新会長が神戸愛吾氏となっていましたが、**神部愛吾**氏の誤りでした。おわびして、訂正します。

あなたの街で　区民相談

九月七日神保町区民会館で

相談内容は、法律、交通事故、税務、人権・身の上、行政、区政一般についてです。

相談には、弁護士、税理士など専門家がお相手します。

とき　九月七日(金)、午後一時から四時まで（受付は三時まで）

ところ　神保町区民会館区民集会室

問合せ　広報課区民相談係

16ミリ映写機の操作講習会

とき　九月十八日(火)から二十二日(土)まで、午前九時から午後四時三十分まで

ところ　区役所十階会議室

内容　映写理論と機械の操作方法

受講できるひと　区内在住・在勤で十八歳以上のひと

受講料　無料

定員　六十名（先着順）

申込み　九月五日(水)、六日(木)の午前九時から午後四時まで、印鑑と住所か勤務先を証明するものを持って、千代田図書館へ申込みを（郵便、電話での申込みはできません）

問合せ　千代田図書館視聴覚係　☎264―〇一五一　内線449

水泳初心者講習会

とき　九月十八日(火)、二十日(木)、二十二日(土)、二十六日(水)、二十七日(木)、二十八日(金)、午後六時から八時まで

ところ　区立総合体育館室内プール

募集人員　百名（先着順）

参加できるひと　区内在住、在勤の健康なひとで毎回参加でき、全く泳げないか、二十五㍍程度しか泳げないひと

参加費　無料

申込み・問合せ　八月二十七日(月)から、社会教育課体育係へ

九月の野外こども会

参加したお友だちには、おみやげがあります。

三日(月)＝平河町(児)　**四日**(火)＝錦華公園　**五日**(水)＝佐久間公園　**六日**(木)＝淡路公園　**七日**(金)＝富士見出張所ピロティー　**十日**(月)＝北の丸公園皇宮警察寮庭（築土神社地区と合同）　**十一日**(火)＝心法寺(児)　**十二日**(水)＝興産信用金庫（神田駅前地区）　**十三日**(木)＝芳林公園　**十七日**(月)＝柳森神社(児)　**十八日**(火)＝神田公園（神三(児)と合同）　**十九日**(水)＝西神田公園（神三(児)と合同）　**二十一日**(金)＝料亭会館（錦町(児)地区）　**二十五日**(火)＝三崎神社（三崎町(児)地区）　**二十六日**(木)＝東郷公園　**二十七日**(木)＝岩本町二丁目(児)（龍閑(児)と合同）

時間は、いずれも午後二時三十分から三時三十分まで、雨天、強風の場合は延期します。（会場が北の丸公園皇宮警察寮庭のときは区役所十階会議室に、柳森神社のときは和泉橋出張所に変更します）

総合体育館からのおしらせ

●総合体育館の室内プールと主競技場は、区主催行事のためつぎの日の一般利用はできません。

・プール＝９月２日(日)、正午～午後２時　７日(金)、正午～午後５時　９日(日)、午前９時～午後５時　13日(木)、正午～午後５時　18日(火)、20日(木)、22日(土)、26日(水)、27日(木)、28日(金)、午後６時～午後８時

・主競技場＝９月15日(土)、午後１時～５時

●９月15日(土)、24日(月)は祝日のため夜の部(6時～9時)は、全施設(プールを除く)は、団体利用日になります。

児童館だより

●富士見児童館

おばけ屋敷　八月三十日(木)、午後二時から

●神田児童館

ボート・ポール大会　九月八日(土)午後二時から遊戯室で。小学校一年生以上から参加できます。

映画会　九月十二日(水)、午後二時から「花さき山」「草原の子テングリ」を上映します。

老人福祉センターの行事

防災のつどい　九月四日(火)、午後一時三十分から、センター四階集会室で、内容は講演、映画など

●老人福祉週間の催し

老人福祉センターでは、九月十五日(土)から二十日(木)まで（十七日(月)は休館）を老人福祉週間としていろいろな催しを行います。

この期間中、おとしよりだけでなく、ご家族そろって共に楽しいひとときを過せるよう、みなさんのご来場をお待ちしています。

素人演芸会　九月十五日(土)　午前の部、午前十時～正午　午後の部、午後一時～三時　センター四階集会室で　歌・踊り・落語など　参加を希望するひとは九月四日(火)から十一日(火)までに直接センター窓口に申込みを

ゲーム大会　九月十六日(日)、午後一時から、センター四階集会室で、

マッサージサービス　九月十六日(日)、十八日(火)、十九日(水)、午前十時～午後四時、センター五階趣味の部屋で　先着二百十名、先着順に希望日時を受付けます。申込みは九月四日(火)から直接センター窓口へ

らくやき　九月十八日(火)　午後一時から　センター六階工作室で素焼皿・茶碗に絵付けをして焼上げます。（二人二個まで無料）

座談会　九月十九日(水)、午後一時三十分から　センター四階集会室で　テーマ「嫁と姑の立場を理解しよう」　助言者　国際婦人教育振興理事　青野婦佐子氏

映画会　九月二十日(木)午後一時三十分から　センター四階集会室で「我輩は猫である」

問合せ　老人福祉センター　☎265―三九八一

大気のよごれ7月の数値

		環境基準
●二酸化いおう(SO_2)　区役所前……0.009Ppm		1日平均が0.04ppm以下
●一酸化炭素(CO)　区役所前……1.1ppm		1日平均が10ppm以下
●二酸化窒素(NO_2)　区役所前……0.040ppm		1日平均が0.04～0.06ppm以下
●浮遊粒子状物質　区役所前……0.060mg/m^3		1日平均が0.1mg/m^3以下

保健所だより

麹町保健所 丸の内3－5－1
☎212-7814
麹町保健所分室 富士見2-2-14 森山ビル内
神田保健所 神田錦町3－10
☎291-3641

女性教室

十月三日(水)、十七日(水)、二十四日(水)、三十一日(水)、午後六時から八時三十分まで、麹町保健所で。

受講できるひとは、区内在住・在勤の未婚または新婚の女性で、定員は五十名（先着順）です。

内容は、女性の体と病気、女性と法律、歯の衛生、食品衛生、栄養、貧血、遺伝、家族計画についての講義と血液検査、歯科検診を行います。

希望するひとは、電話で麹町保健所予防課業務係に申込んでください。

肺機能検査

呼吸器系障害の早期発見のために診断を行っています。

せきやたん症状の続くひと、タバコを多く吸うひとなどは、一度受診してみてください。

とき 毎月第一・三月曜日、午前九時から十時三十分まで

ところ 麹町保健所

申込み 電話で麹町保健所予防課業務係へ

胃の集団検診

九月十日(月)、十二日(水)、午前九時から十時まで、東京都がん検診センターで。

検診を受けられるひとは、三十五歳以上の区民で、定員は十日が十五名、十二日が二十五名（いずれも先着順）です。

希望するひとは、電話で神田保健所予防課業務係に申込んでください。

太りすぎのひとのための料理教室

最近、太りすぎの大人やこどもが増えてきました。

太りすぎの原因には、まず食べすぎがあげられますが、無理な減食は逆効果になります。

そこで神田保健所では、太りすぎと成人病の関係を理解してもらい、もういちど食事の見直しをしてもらおうと、料理教室を開きます。

日程は表のとおりです。

時間は、いずれも午後一時から四時まで、会場は神田保健所です。

受講できるひとは、太りすぎで悩んでいる方と、そういったお子さんをお持ちの方で、定員は二十名（先着順）です。

希望するひとは、電話で神田保健所予防課業務係に申込んでください。

●日　程

回	月　日	内　容
1	9月7日(金)	・受講者の健康診断と医師の話 ・肥満度の測定
2	9月19日(水)	・日常の栄養 ・調理実習
3	10月3日(水)	・肥満解消のための日常生活 ・調理実習
4	10月17日(水)	・献立のたて方と食事診断のやり方 ・調理実習

麹町保健所長が変りました

新麹町保健所長＝木島博保（八月一日付、東京都衛生局主幹）

なお、前麹町保健所長、服部大明は、八月一日付で衛生局公衆衛生部長になりました。

区役所に用事があるとき
保健所などの施設へでかけるとき
ご利用ください
区立施設巡回バス

国民年金

特例納付の保険料 融資のあっせんをします

国民年金に加入していなかったり、加入していても保険料を納めていなかったりすると、将来年金を受けることはできません。

これらのひとが、年金を受けられるようにと、過去の保険料をいまからでも納めることができる"特例納付"が、昭和五十五年六月まで実施されています。

しかし、この特例納付は、短期間に多額の保険料を納めなくてはなりません。

そこで区では、区の指定金融機関の協力を得て、特例納付の保険料の支払いを容易にするために、融資のあっせんを来年の六月十四日まで行っています。

貸付額 十万円以上（一万円単位）で、年収の三十㌫まで

返済期間 融資の翌月から五年以内の均等返済

利　子 年七・九㌫以内

融資を受けられるひと

・区内に一年以上住んでいること

・勤続（営業）年数が三年以上で年収が百五十万円以上あること（事業所得者は百万円以上）、または、その配偶者・扶養義務者で、特例納付のできるひと（指定金融機関の定める基準に適合すること）

なお、申込むときは、まず国民年金課にご相談ください。

申込み・問合せ 国民年金課

ご利用ください 年金相談コーナー

区には、国民年金についてわからないことや、聞きたいことなど、年金についての相談をお受けする「年金相談コーナー」があります。

相談には、東京都の年金専門員がお相手します。

また、ふだんは区役所・出張所の窓口では納められない、過去二年以内の保険料の納入も受付けます。

どうぞご利用ください。

とき 毎月第一火曜日、午前九時から午後四時まで

ところ 国民年金課窓口

問合せ 国民年金課